

下野市農業経営支援事業 継続支援金

燃油価格・資材・肥料などの高騰の影響を受けて、厳しい経営状況に直面している農業者の皆さまに対し、本市独自の支援金を交付します。

営農用燃油をはじめ、生産資材、化学肥料などの価格が大幅に高騰し、農業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増しており、先行きが見えない状況が続いています。

このため、一定要件を満たす農業者の負担軽減と、今後の営農継続を支援することを目的として、支援金を交付します。

■交付対象者

- ・市内の農地において営農している農業者など（個人・集落営農組織・農業法人）
- ・市外在住の認定農業者または認定新規就農者のうち、市内で営農を行っている方

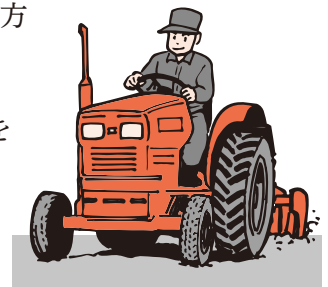
■交付要件

- ・今後も引き続き、市内で営農を継続する意欲があること
- ・個人の場合は令和3年分確定申告書、法人の場合は前事業年度の確定申告書を提出していて、農業による収入を申告していること
- ・市税及び公共料金（水道・下水道料金）を滞納していないこと
- ・下野市暴力団排除条例に規定する暴力団等に関係がないこと

■対象者区分・支援金額

対象者の区分	支援額
主たる事業所を市内に有し、営農を行う集落営農組織または農業法人	20万円
市内の認定農業者及び2年目以降の認定新規就農者	10万円
市外に住所を有する者で、市内の農地において営農を行っている認定農業者及び2年目以降の認定新規就農者	
認定農業者及び認定新規就農者を除く、市内でかんぴょうの生産を行っている農業者	
上記以外の市内農業者	5万円

※支援金は、いずれかの区分により1回のみでの交付となります。



■提出書類

共通

- ・下野市農業経営支援事業継続支援金交付申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・下野市農業経営支援事業継続支援金交付請求書（様式第4号）

対象者別添付書類

- ・個人が申請する場合
→令和3年分確定申告書の写し、収支内訳書の写し
- ・法人が申請する場合
→前事業年度の確定申告書、法人事業概況説明書の写し及び収支内訳書の写し
- ・市外在住の認定農業者または認定新規就農者
→市内で耕作していることが確認できる書類
- ・市内のかんぴょう生産者
→生産していることが確認できる書類（出荷伝票などの写し）

■申請書類の入手方法 市ホームページまたは農政課や市内のJA窓口で配布

■申請方法 農政課窓口へ提出または郵送

■申請期間 10月3日(月)～令和5年2月28日(火)必着

■申請・問い合わせ先 農政課 ☎(32)8906 〒329-0492 笹原26

